

## 【共同研究】

## 一九世紀中國仇教運動の一側面 (中)

里 井 彦 七 郎

(共同研究者)

小野 信爾・笹本 重己  
千地 一秀・藤田 光一

## 目 次

- 一、まえがき
- 二、新らしき使徒の復活
- 三、教民の形成とその歴史的意義
  - (1) 使徒の慈善と民衆(以上前々號)
  - (2) 教民の形成と増加
  - (3) 教民の不安定性(以上本號)
- 四、排外主義官紳の仇教運動
- 五、むすびと展望
- 三、教民の形成とその歴史的意義
  - (2) 教民の形成と増加

同治帝は、「……また近來習教者甚だ多し。左右の人と雖も防がざる可からず」と上諭し、曾國藩も、「周孔の道

は萬古不磨なり。もし中國をして政を修め俗を齊し禮教をして昌明ならしめば、(外國側が)百計開拓すと雖も亦終に之(基督教)を尊信する者すくなからん」と云い切った。しかし支配階級の希望に反して習教者||教民の數は年々増加の一途を辿るのみであった。ラトウレットの計算によれば、

## (1) 新教徒

年 代	教民數
1853	350
1869 (夏)	5,753
1876	13,035
1886	28,506
1887	32,260
1888	34,555
1889	37,287
1893	55,093

〔備考〕此の教民は communicant || 受聖餐者のみ。地域的には、福建・廣東・浙江が壓倒的である。

## (2) 舊教徒

年代	教民數
1800~1840	200,000 乃至 250,000
1870	369,441 又は 404,530
1885	558,980
1896~7	532,448
1901	720,540

即ち、新教徒は一九世紀後半の四〇年間に、その出發點が零に等しいとは云え、略々一五〇倍近く増加し、舊教徒も、一九世初期の二〇萬台から八〇・九〇年代には五〇萬人以上に達している。支配者達の希望に反するこの量的増加は一體如何なる理由により、又如何なる意味を持つのだろうか。その根本的理由の一つは外國側の積極的な働きかけにある事は云うまでもない。だが、本節では、中國側の條件を主として考えたい。

一八七三(同治十二)年、北洋大臣李鴻章が「只天主教あるを知って孔聖あるを知らざれば、何ぞ叛民と異らん」と云った様に、當時、貧苦の民衆が教民になる事は、支配階級にとっては、叛民になる事に外ならなかった。と云う事

は、彼らが改宗する事、況んや教民として活動する事が、決して並大抵の事でなかつた事を推測せしめる。事實に就いて見よう。

北京條約直後、舊教神父アイローが、陝西を経て四川に布教に向つた所、その事はすぐ陝西から署四川總督崇實に報告された。その報告を受けて、崇實がただちに爲した事は腕きゝの部下を管下に派遣し、「習天主教之居民鋪戸」を密かに調査させ、更に、保甲編查の時、教民を暗に編記して、隨時嚴査出來る様に備えた事であつた。<sup>5)</sup> 山東德州においても、知縣がわざ／＼示諭を發して、莊地隣佑人に教民調査を命じ、福州でも、總督が教民數、教會租賃の土地その他の諸事情を調査させた。その際、調査に赴いた差役は教民に「惡聲惡面」「路費酒食を強要」したと云われる。<sup>6)</sup> 南京でも、官紳が「將習教之人、均開花名存案」を要求、フランス公使をして、「習教之人無安枕之日矣」と歎せしめてゐる。<sup>7)</sup> 官僚專制支配の觸角、保甲制の網の目が先づ教民を嚴しく捉えるのである。<sup>8)</sup>

郷紳や兵役が教民の家に亂入し、勝手に家財道具を持ち出し、而もそれが知縣の容認の下に白晝堂々で行われると

いうが如きはまだゆるやかな壓迫に屬する。官役に縛り上げられ、「拷打刑責」される事は珍らしくなかつた。甚しきは、鞭板で數百も毆打される。外人宣教師に同行すればテールの下から、突然火薬が爆發するという危険さえつきまとう。時には、食物も賣つて貰えない。山東德州では、商店の多くの徒弟達が入教した爲、官紳の壓力によつて、解雇され、乞食となつて流浪しなければならなかつた。一般に、教民は演戲・賽會・迎神等の共同體的行事に参加しなくてもよく、その費用徴收も免ぜられる事は、早く一八六一(同治元)年、フランスと清國の間でとりきめられていたが、一八七六(光緒二)年の福建羅源縣の次例が示す様に、そのとりきめも往々空文に終り、共同體的制約がきびしく教民を捉えて離さなかつた様である。即ち、教民陳道道は村の臨水夫人を祀る祭に、族衆によつて戲資を強要されたのみならず、福首に指名され、又神前の早班にされ様とした。教規に従つて拒絶した所、終日責めさいなまれ、他郷に逃げ出さねばならなかつた。ついで、彼所有の山桐と茶樹七百餘根が砍拔され、村内の水を飲む事さえ禁ぜられた。その上、家族までも村から放逐された。河南省武安縣にお

いても戲錢を出さなかつた爲、傷害せられたり、ふみつけて殺されたりしている。

一八八〇(光緒六)年、アメリカ人牧師の房地購入に協力した濟南府の教民は捕えられ、府署で刑責收監された上、郷紳の壓力で濟南から放逐された。一八七三(同治十二)年廣東瓊山縣のある村で、教民達が天主堂を建てんとした所、婦女の風化を汚す行爲として、建築用の磚石をぶつこわされ、雜糧を全部拔毀された。その上、教民主家八人が村を追い出され、男女五十六名が饑餓に苦しんだ。その際反教書が作られ、署名すれば在村居住は許されたが、拒めば毆打の末、村から追はらわれた。

官僚や郷紳による拷責や所謂村八分乃至所拂いの迫害がきびしく展開され、教民の生命と生活權は常に危険にさらされていたのである。而もそれは教民にとゞまらず、一般人にして些かでも教會活動に協力すれば、同様の迫害が加えられる。典型的な一例を擧げよう。

一八八三(光緒九)年、福建省龍巖州に英人牧師が醫療傳道を開始、倪姓の一族民が房屋を賃貸し五兩五錢二分を受け取つた所、たゞちに族長を先頭にした組織的な(滅番平夷

局が郷紳指導の下に結成された。反撃が起り、公屋（族的所有家屋）を私租したと知州に提訴された。彼は知州に鎖拿され、英人教士の面前で「毆虐」されると共に宣教師らとの交通往來を禁ぜられた。その上、宗祠において「家規」に照して處罰され、その子弟も「兇鋒」を避けて他郷に「出亡」せざるを得なかつたと云う。<sup>20)</sup> 非教民さえ然り。一九世紀後半、民衆の教民になる事がいかに困難であり、いかに生命がけの仕事であつたかが判然としよう。従つて、教民増加の裏には、單なる量的な問題以上の並々な問題が含まれてゐると判断しなければならぬ。吾々はこゝで太平天國及びその前後の民衆諸叛亂から出發して考えたいと思ふ。

光緒初年、基督教問題に奔走した惠州府海豐縣知縣徐廣陞は、その實踐から産み出した見解をこう書いてゐる。

「卑縣は民情獷悍、械鬥風を爲す。従前大姓の小姓を併吞し、強房の弱房を蠶食すること常有なりき。此の時、外は海氣の靖からざるに迫られ、内は紅匪の攻圍に逼らる。地方官、勦を議し、防を議し、日に給するに暇あらず、而して又習尙久しく疲れ、紀綱振わず、是を以て政教相率いて因循す。洋人和議既に成るを以て、來縣傳教す。始めて至

るの日、弱民控訴する所なく、因つて即ち相従つて習教し、自家を保護されんことを冀う。<sup>21)</sup> 即ち、外は外國の侵略に、内は「紅匪」<sup>22)</sup>の必死の大叛亂に直面して、滿清の忠實なる地方官は、「紀綱振わず」「政教因循」の現實をしみじみと嘆ぜざるを得なくなつたのである。そして、永らく人民の政教を握りつゞけた支配階級特有の敏感さを以て此の知縣の汲み取らざるを得なかつた事は、民衆の抗官運動による紀綱政教（儒教的支配）の大きい動搖を巧みに縫つて、いまわしい邪教が弱民を摑んで行くという現實であつた。それは、新しい使徒が、それ以前の高位高官とは違つた廣汎な貧苦の大衆を把握して行く新しい歴史的な過程であつたが、これを中國側から云えば、疑いもなく、廣汎な民衆が儒教的支配から離脱して行く過程であつた。そして徐廣陞が、人民よ滿清政權に忠實なれと、士類を招いて聖諭廣訓十六條を宣講せしめ、親に事え兄に従うの道德をたゞきこみ、民心把握に懸命に努めたけれども、<sup>23)</sup> も早大勢は動かす事は不可能であつた。何故なら、太平天國を中心にした大叛亂は、外國の援助によつて次々に叩きつぶされて行つたが反滿抗官の民衆運動は様々な形で一と時も止む事はなく、

「政教因循」「紀綱不振」の内的根源は、却つてその勢力を増大して行くのみであつたから。<sup>24)</sup>だが、第二に、華中・華南の如上の諸抵抗、諸運動を指導し結集して行く孫文でさえ、殆んど一九世紀を通じて、變法派的改良主義を十分に拂拭し切れなかつた様に、<sup>25)</sup>或いは、孫文自身、「(九五年の第二回舉兵失敗から一九〇〇年に到る)五年間は、實に革命の進行上、艱難困苦を極めた時代であつた。……その時、革命の前途は此の上なく暗曠とし、希望は幾んど絶えんとした」と回想しなければならなかつた様に、滿清打倒の革命運動は、一九世紀後半を通じて、決して全國的全民衆的のものとはならなかつた。その事は、何事にもまして當時の中國民衆の苦惱をあらわしている。それには、歴史的な原因があり、廣汎な民衆がきびしい迫害に堪えつゝ基督教に望を托した根拠も亦そこにあつた。

一八五三年、太平天國軍が南京を陥れてから間もなく、士人汪士鐸は南京附近のある村を訪れた。「その村(陳墟橋蔡村)は全體で千餘家がある。……村民は皆字を識らない。而も官長を仇の様に恨んでいる。そこで問うてみた。『官吏が貪欲なのか。それとも無法を働くのか。』『知りましね

え。』では何故官吏を恨むのだ。』『錢糧を徴收されるからだよ。』『太平軍はとらないのか。』『おいら達、太平軍にや納めるだが、地主にやおさめねえ。』『お前の田は地主の田だ。何故小作料を納めないのか。』『納めれば、おいらの方が不足するだ。息子や娘っ子がいくたりもいるだにどうして足つてくだ。』『人の田を耕させて貰つて小作料を納めるのは當然でないか。お前の不足をかまつておられるか。足りないなら、耕作以外の方法で生計をたてる可きぢやないか。』『人間が多いだで、たてる方法は無えだ。錢も無えだで、暮らしたてるだでも無えだ。』そこで汪士鐸は書いていゝる。「此の村は人口が他村より多く、又他村より愚かで貧乏だ。だから太平軍の來るのを企望する事も他村よりは久しいのだ」と。此の一連の會話は、士人からみて、確かに愚かで貧乏な貧農——副業の手段をも持てない文字通りの貧農が、その切實な希望を太平天國にかけ、太平天國によつて「地主にや小作料を納めねえ」と云い切る農民に成長している事を物語っている。それは、幾多の一九世紀的落後性を含みつゝも、太平天國が、革命的なものであつた事を示している。士人汪士鐸の前に昂然と頭を擧げた農民の

言動は疑いもなく、貧農自身による地主的土地所有の拒否を意味し、本節註②に引いた「耕し且つ戦う」「髮逆自守の法」と密接につながっているからである。それ故にこそその崩壊後、民亂が昂まると、中國の支配階級も、外國の産業資本家も、「太平天國の再來」と唱えて恐怖するのであった。<sup>25)</sup>だが、それ故に亦、諸外國に支えられた國內反動勢力によって、太平天國そのものが崩壊を餘儀なくされた事は、貧農大衆の成長、發展が、その時點において中絶させられた事を意味した。「耕作以外に副業の手だてもない」「地主に小作料を納めりややって行けねえ」この困窮農民が、その窮境を打開し、新生活を切り開いて行く基本的且つ實踐的な手段を失い、且つその手段を保證する組織と運動からたち切られた事を意味した。而もそのあとの民衆支配者は、「紀綱不振」を嘆ずる舊官僚地主のみでなかった。その農民前進の手段を断ち切った當の主人公、外國勢力であり、一層強力な支配者であった。

それを引き入れるのに盡力した曾國藩でさえ「其の中國に來るや廣く埔頭を設け、百貨を販賣し、亦かの腹割の詭謀を逞うし、我が商民の生計を隘めん<sup>せぼん</sup>と欲す。軍興以來、

中國の民、久しく已に水火に痛深す。加うるに三五口通商し、長江通商するを以て生計日に盛り、小民困苦告ぐるなく、倒懸に迫らる。今もし洋人の行塩をゆるせば場商販運の生路窮せん。もし洋人の設棧をゆるせば行店囤積の生路窮せん、小輪船の内河に入るをゆるせば、大小舟航の水手舵工の生路窮せん。その電線鐵路を創辦するをゆるせば、車驢任輦旅店脚夫の生路窮せん……」<sup>26)</sup>と嘆き且つ怖れたその勢力は、彼の嘆きと怖れの殆んど凡てを強引に現實化して行った。特に棉糸棉布の滔々たる流入は農民生活——副業手段をもつ農民層の生計をも打ちこわして行った。それが、湖北省の農民から、四川・湖南・河南・陝西えの棉布販路を奪い、「鄂民生計の一大宗」が破滅的打撃を受けた事は既に述べた(前々號四六頁註②参照)。「四川の小さな村にまでイギリスと日本の棉製品がどっと流れこんだ。そのほかに、絹・メリヤス・砂糖・洋傘・台所その他の家事の用品などもあふれた。釘のようなものまで、舶來品が國産品を追っばらった。輸入された石油が、自家の畑でつくる種油よりも安かった。昔からずっと農村經濟の一部になっていた手工業は消えてゆき出した。冬ごと來ていた機械じいさ

んは、もはやうちに顔を見せなかったが、その代りにくる職人もなかった。市場でイギリスなどの布を買う方が安くついた。みんなは貧乏になってしまつていたから、もうすっ裸になるまでは、布も買えなかった<sup>30)</sup>。「外國から輸入される燐寸石油、各種の洋燈は大規模に支那の工業を破壊し、詳述し得ない程の社會的影響を引き起した。かくて或る汽船會社重役への報告書には、紡織品輸出の増加並に廣州より天津牛莊にいたる通商路に沿う沿岸一帯には『輝ける將來』への希望が述べられているが、かゝる貿易の擴大が廣大なる棉花栽培地域に住む數百萬の住民に重大なる影響を與えることについては、誰一人として想到していない。彼等は、今日にいたるまで辛うじて半飢餓の生活を送り得ているのみである。十五吋幅の木棉を織るに二日間の強度の労働を要するのに、それを市場に賣り出せば辛うじて家族の扶養及び棉花等今後の仕事に必要な物資を買い入れ得るにすぎない。かゝる仕事は、晝夜の大部分の間繼續されるのであるが今や、外國紡織品の『輝ける將來』によつて、地方製品はその販路を奪われた。かゝる状態は從來會つてなかつた事である。太古からあつた仲買人は、今やその姿

を現はさず、紡織しても利益なく、しかもそれに代る有利な工業は發達しない。少數の農村においては戸毎に一台乃至數台の織機を備えていて、大部分の仕事は薄暗い部屋の中で行われ、一年中織機の聲が聽えていたが、今や紡織機は停止し、薄暗い部屋も破壊されつゝある。自ら紡織機をもたない民衆はたゞ糸を紡いで糊口する外はない——それは最も切迫せるときの主なる生活手段である。しかるにその後、孟買、日本、甚しきは上海の紡績工場が積極的に發達し、しかもその製品は家内工業製品よりも均整、堅牢廉價にして、中國の紡織地域に侵入して來た——そしてすべての紡織は完全に停止されてしまつた。<sup>31)</sup>而もかゝる激しい破壊力は、太平天國その他の民衆大叛亂をつぶしつゝやつて來、又、つぶしたあと、一層強力に襲つて來たのである。民衆が長年の斗いに敗れたあと、田畑は荒れ、農村の荒廢が眼に餘る時であつた。——たとえば、太平天國後十年にしてなお「兵燹以後、江浙安徽等の省、荒田極めて多く、今に至るも未だ能く開墾せられず」<sup>32)</sup>地方は兵燹の餘、尤も民氣培養を以て要となす。臣(吳元炳)察看するに、江蘇各州縣、凋敝はなほだしく、戸ごとに蓋藏すくなし。肅清已

に十年を逾えて元氣未だ盡くは復さず……物用翔貴せざるなく、民間の生計これによって日に難し<sup>35)</sup>。かゝる荒廢は確かに滿清權力の經濟的基礎を弱めはしたが、依然として郷紳書吏の支配は續く。御史張道淵は云う。「各省軍務肅清するも、荒田所在に多く有り、其の招墾者はつねに書差の需索により、以て戸民敢えて承領せざるを致す。其の已墾の處は並に書役及び刁生劣監の申通作弊し、捏報短征、勒索私派する有り。甚しきに至っては開墾多年にして升科せしめざる有り……」<sup>34)</sup>而も農村建て直し政策の指導權が、外國の厚い保護を受けた洋務派、軍閥の手にあつたことは、一層民衆の生活を破壊に導くものであつた。清朝國家財政の「大宗地」江蘇の次の如き實情は、貧民、特に農民の苦惱を象徴しよう。「軍興以來、釐金の旺なるもと東南數省を推す。今試みに江蘇一省を以て之を論ぜん。江蘇久しく兵燹に遭い、創痕呻吟、元氣未だ復さず。向に已に鉅餉を力籌し諸寇を剿す。今は則ち戸部指撥の款と各省歲協の餉は悉く江蘇を以て大宗と爲す。其の出する所を計るに……：各項（地丁・漕糧・洋稅・塩課・釐金を指す——引用者）各數百萬、幅員他省より廣からずして財賦倍蓰これに過ぐ。民力

の竭くること亦知る可し。臣（薛福成）が所見を以てすれば、閭閻十室九空。而も百物昂貴す。小民は奔走拮据し生計に艱し。力田の農、終歲勤動するも尙自給し難し。もし水旱に遇えば、即ち道路に流移するを免れず。その顛沛饑羸の沉痾述す可からざる也。一省かくの如し。他省も知る可し……」<sup>35)</sup>然り、他省も大同小異であつた。<sup>36)</sup>かくて、一九世紀末年には、「近ごろしきりに兵燹にあうにより、水旱・瘟疫各々大いに人民を劫し、損傷無算、更に兼ねて生計艱難なれば、丁壯、歳に及ぶも往往婚娶する能はず、女嬰を産生すれば率ね多く溺斃す。是を以て閭閻の生齒は遠く以前の繁庶に逮ばず。約計するに、一村の中向に百人耕を業とせる者、今はたゞ五六十人を得るのみ。而も此の五六十人中鴉片を吸食し、農業に情なる者は二三十人も有り<sup>37)</sup>」という慘狀が産み出されて來る。勿論、民衆の凡てが、空しく餓死を座視し、アヘンに逃避したのではない。かゝる苦惱を斗いによって打開して行く運動はたゆみなく續けられる。本節註④で少しくふれたが、現に、四川省城の施材局に餓死者の屍體が年に數千もあふれたと書いた劉秉章自身、それにつづけて「良懦なる者は餓を忍んで斃るれど、



梟桀なる者は羣起して盗す」と記さねばならなかったのである(本節註<sup>38</sup>参照)。亦、薛福成が、力田の農夫終歲勤動するも云々と述べたその同じ年(一八七五年)に、その同じ江蘇省について、劉坤一は「哥老會、湘鄂浙閩雲貴川陝安徽江西の各省に蔓延す。而して江蘇、大多たり。近來該匪等々々山名堂名を立て、甚しきは偽官を分設し、偽印及び旗幟等の項を製造す。漸く萌重の勢あり」と上奏せざるを得なくされている。内外の重壓の中で、眞の敵と闘いながら伸びて行く民衆の反滿抗官運動——それは同時に外壓への斗いであつた(別稿参照)——をみないでは、一九世紀の中國史の發展は把握出來ないであろう。しかし、それらの一つくが「萌重の勢」を示す度につぶされて行く過程を見ないでは、眞の發展、その發展をもたらす斗いの意味も正しく理解出來ぬであろう。民衆が歴史を前進さす爲には、支配階級の一層のきびしい彈壓との一層きびしい斗いを経なければならぬ。太平天國後の中國はまさにその様な苦惱の時期であつた。

太平天國を中心にした諸叛亂は、確かに大きい輝きを以て十九世紀の中國史を飾つた。だが、支配階級はたやすくそ

の席を譲り渡そうとはしない。薛福成は云う。「さきに十二三才の時強寇(太平天國)嶺外に竊發す。慨然として經世實學を爲し、以て國家一日の用に備えんと欲す。乃ち一切を屏棄して力をこゝに專にせり。始めは之を二千年成敗興壞の局、用兵戰陣變化曲折の機に考え、旁ら天文陰陽奇門卜筮の崖略、九州阨塞山川險要の統紀に旁及し、切究せざるなし……既にして賊故郷を陥る。……遂に僻處に僑して

こゝ(江北の寶應)に居る。書を讀み、親に奉ずるの外、妄りに滅賊方略を盡せり……」<sup>39</sup>即ち、民亂に直面して、支配階級自身も、經世實學を學び一切を擧げて民亂鎮壓の方法を追究したのである。云うまでもなく、「用兵戰陣」、凡て「滅賊方略」という軍事方針がそれであつた。そしてそれは、主として強力なブルジョア國家によつて與えられた。同じく薛福成は云う。泰西諸國との條約によつて中國は二つの利益を得た。一つは有無を通ずる貿易によつて、關稅收入が豊かになつたこと、他の一つは、洋式武器で「強寇を剿し得」る様になつた事である。その近代的武器は、中國の兵士達が「色を變じて、虎を談する」程怖ろしいものだ<sup>40</sup>。牧師スミスさえ眼を蔽い得なかつた程、農民に慘害

を與える「貿易」に却つて國の繁榮を見ようとする反人民的買辦官僚が「強寇を剿し得る」怖ろしい近代武器を手にしたのである。洋務派首領李鴻章も、「もしどこかの片隅で（山陝海隅）、不肖の徒がひそかに洋法を學んで、獨創的方法を考え出し、一旦耕を輟めて大息し、精能な武器を使い始めたら、官兵の舊くさい武器では到底大刀打ちし切れるものではない」と眞剣に論じた様に、その怖ろしい武器は洋務派の獨占に歸し、それが迫り來る外壓に向けられず、「耕を輟めて」奮起せんとする大衆にのみ擬せられるのである。捻軍も回軍も、宋景詩軍も凡てそれによつて強壓され、分斷されてしまつた。一八八九（光緒十五年）年兩廣總督から湖廣總督へ轉じた張之洞は、たゞちに廣東省の洋式槍礮を湖北に借撥せんとし、同時に電線を敷設せんとした。彼自身の公言によれば、それらは凡て「會匪討伐」のためであつた。<sup>42)</sup>安徽省のある官僚は、一八九九（光緒二十五年）年、義和團運動に大きいつながりをもつ渦陽縣中心の牛世修亂に際して、電線の無い事が討伐を遅らせる事を嘆いてゐる。<sup>43)</sup>太平天國後の洋務派支配、そしてその背後にある外國支配は、太平天國後自己解放を永めて立ち上る大小の諸叛

亂を、いかに殘酷につぶして行つた事か。それ故にこそ、薛福成らにとつては「強寇を剿し得ること」が立約以來の「利益」なのであり、民衆にとつては解放の道がそれだけ困難にされたのであつた。

かくて、封建的農民が成長し、發展する爲の經濟的基礎は月を逐い年を追つて強化される産業資本の浸透と國內權力者の收奪の強化とによつて破壊され、同時に洋務派軍閥の力は、民衆の外壓への抵抗、反滿反官の反封建斗争を一つ一つ叩きつぶし、その割據的體制——釐金制がその集中的表現である——は、民衆の斗いの組織と運動を分斷し、孤立化させて行く。このきびしい過程で、力田の農民は、終歲勤動するも自給し難いという暗い現實が産み出され、亦、かゝる農民經濟の破壊を基礎にして、自然の暴威、疫病の脅威が生産の破壊に拍車をかけ、軍閥や官紳の農民支配を一層刻薄にする。亦、丁壯にして妻を娶り得ず、女嬰は自らの手で殺さねばならぬという慘狀、或いは、宣教師が「魂を引き裂く様な」と形容した飢饉や、年に幾千もの餓死者が施材局にあふれる慘狀も産み出される。かゝる現實に直面して幾千幾萬の民衆はどうすればよかつたか。康

有爲に代表される變法派は、一八九五年「京師の四方を觀望するに、乞丐地に徧し。其の他の孤老殘疾は人の收恤する無く、道路に廢死すること日日にして有り。……直省も亦然り……若しその呼號すれど訴うるところ無く瘠瘠道に臥するを親見すれば、豈目覩するに忍びんや<sup>44)</sup>」と上書して矛盾の激化に眼を向け、彼ら流の運動を開始していたが、なお眞に民衆の側に立って手をさしのべる事なく、且つ戊戌政變の結果が示す様に、その勢力は弱かった。孫文一派も一八九八年の興中會・三合會・哥老會の大同團結に向つてその運動を發展させていたが、これ亦極めて弱い勢力でしかなかった。清代独自の矛盾、滿清打倒に異常なエネルギーをさし向けねばならなかった事の外に、上述した産業資本の浸透と洋務派的軍閥支配は、國內市場の形成、ブルジョア階級の發達を極めて阻害し、革命的な民衆の運動を十分に指導し、その反封建的斗争と外壓への抵抗力を統一し、結集する事を不可能ならしめたからである。かくて、徐廣陞が「弱民控訴する所なく、相從つて習教し、身家を保護せられんことを冀う」と云つた様に、幾千幾萬の大衆は、自己の解放を教會に求めたのである。それは、嫁をも

娶り得ぬ男達、自分の女嬰を自らの手で溺斃させねばならぬ親達、彼らの苦しみの根源を正しく見抜き、それと斗う事なく、却つてアヘン吸引に逃避の途を求めて行つた現實と共に、一九世紀後半期中國民衆の苦惱の深さを示している。否、徐廣陞の所謂「弱民」のみではない。彼をして紀綱不振を嘆せしめた「紅匪の正兇」「著名の積匪」さえ、一八六八年、きびしい彈壓を受ける中で「相ついで入教し」教會を「恃んで護符となした<sup>45)</sup>」のである。太平天國軍に参加して斗つた人々も、貴州省貴定縣や尊義縣において入教し「教中の聲勢を藉りた<sup>46)</sup>」。主力崩壞後十二年、一八七六年まで屈せず、反攻の機を狙っていた人々も、教會の名を藉りて反滿反官運動を續けねばならなかった<sup>47)</sup>。ブルジョア國家權力が國內の封建權力を助けて太平天國を叩きつぶし、その強壓の下、斗い疲れた反逆者を、今度は宣教師が教會に誘ひこみ、その斗いをそらし、眠らせようとする。反滿反官の民衆の斗い——それが坦々とまっとうに伸びる事を阻む内外勢力の力はまことにきびしかつたと云わざるを得ない。だが、それ故に亦、入教者の教會にかけた期待と要求は切實にして大なるものがあつた。領事にしてプロテス

タントであったある牧師が、潮州で匿名掲帖を散布し「道署において福音を宣講したいと思う。だが、決して民心を籠絡せんとするものではない。吾々の教も亦、仁義禮智である事を知って貰いたいのである……男女を問はず……來聽する方にはバイブル一部と洋銀七錢を進ぜよう」と呼びかけたことがある。しかし、一九世紀後半期のきびしい歴史の現實はも早や教民をして「仁義禮智」ととどめさせてはおかなかつた。彼らは、如上の激化した諸矛盾から産み出される社會的諸關係の中で切實な、且つ具體的な悩みの解決を教會に求めて止まなかつたのである。

註

- ① 「籌辦夷務始末」同治朝卷五 29a  
 ② 「同 右」卷五四 1a 同治六年丁卯十一月壬申の條。曾國藩さえ然り。一般官紳の排教風潮は知る可きであらう。但し、彼は結局「基督教は保護せよ」と結論づけている。一方で周孔不磨の精神、一方で買辦性、この両面性の中に彼及び洋務派官僚全般の本質があつた。
- ③ K. S. Latourette: A History of Christian Missions in China p. 497, pp. 182—3, p. 239 全人口に比すれば教民の數は云うに足りなり。新教徒の如きは九三年におらても  $\frac{1}{7500}$  に過ぎないとラトウレットも計算している。だが問題は教民増

加の意味と、比較的少數の教民によつて惹起される諸事件の重大さにある。

- ④ 「李文忠公全集」、譯稿卷一 47b 「論教民抗捐文廟」、「教務輯要」卷三上 43a 「文廟捐款民教一律攤派案」  
 ⑤ 「籌辦夷務始末」咸豐朝卷七 3 21b 咸豐十一年一月戊午 署四川總督崇實奏  
 ⑥ 「清季教案史料」第二册 105a 「美欽差何天爵請轉飭德州州官奉教孀婦捐輸房地一事仍須按原約蓋印照會」光緒七年九月十四日、同上 196b 「照錄德州示諭」  
 ⑦ 「同 右」149a 「照錄美領事戴申陳閩督何」光緒五年十一月二十五日  
 ⑧ 「籌辦夷務始末」同治朝卷四 3 31b 「法國照會」  
 ⑨ 一八九六(光緒二十二年)年、御史陳其璋が、教會をして入教の男婦や教會雇用の華工の姓名を調査報告せしめよと上奏したのに對して、總署が「至教民人數衆多、造冊不易、若各府州縣概令造冊、恐徒滋紛擾、終難清釐而民教從此多事」と反對しているから、必ずしも全國的劃一的に造冊されたものではあるまい——「教務紀略」卷三章程 16b 「奏定教案章程」。しかし、陳の此の上奏の出たのは九六年という一九世紀の末、教會勢力が開禁初期よりはるかに強くなつた時であり、一般に開禁初期程、教民への保甲制的壓迫は強かつたと考えてよいと思ふ。
- ⑩ 一八六九(同治八)年福建羅源縣の例。「清季教案史料第一册」27a 參照。
- ⑪ たえば、九江において、英國領事によれば「將安分無過習教

- 者撃去嚴禁した。——「清季教案史料」第一冊 51b 「九江英領事致景兵備道照會」。一八七〇年天津においても「且此二員(天津府縣)尤有至大之愆、蓋於奉天主教之人、既捉拿之、復收留在署用刑拷問」——同上 39a 「比欽差德俄因斯德請速辦津案兇犯照會」同治九年七月初八日。一八六六(同治五年)、浙省蕭山縣では、英國教士に隨從した教民周小亭を、知縣が「忽然大怒、下令跟役取鞭板各物、令周先生下跪、有數人、將其捻到、在兩股共責有六百枚、左右兩嘴○用鞋底共責有一百……」——同上 1a 「英欽差阿禮國請速飭浙省地方官將蕭山縣教案妥爲清結照會」同治六年三月十五日及び同上 2a 「譯錄教師倪先生供詞」
- ⑫ 「籌辦夷務始末」同治朝卷四三 30a 同治五年七月甲戌「法國照會」——河北省寧晉縣の例——
- ⑬ 一八七九(光緒五)年福州附近の郷村に反教告白が張られ「奉教者には食物を賣るな」と呼びかけている——「清季教案史料」第二冊 149a 「照錄美領事戴申陳閩督何」光緒五年十一月二十五日
- ⑭ 「現多有忠厚習教之人、因奉此教、被其舖東雇主散出、以致失其生理、行乞度命」——本節註⑥の史料参照。それが官紳の壓力による事も同史料全文を見よ。
- ⑮ 「教務紀略」卷三章程 1b 「發給諭單樣式并禁止攤派教民迎神演戲等費及教士不預公私事件」
- ⑯ 「清季教案史料」第一冊 83a 「陳道道呈詞」
- ⑰ 一八六四(同治三)年及び六五年の事件。——「通商約章類纂」卷二二 33b 「教民秦必忠等等因未出戲錢被泰國保等吊打劈傷、並張喜歡等將教民趙玉可毆傷身死一案」
- ⑱ 「清季教案史料」第二冊 178a 「美欽差安吉立知照濟南華民毀壞美教士房屋幾至傷命一事之最要情形照會」光緒七年七月初八日、「同上」191a 「美欽差何天爵請咨行東省將美教士置房一案安速辦結照會」光緒八年五月十四日
- ⑲ 「通商約章類纂」卷二十二 43b 「瓊山縣民毀壞教民碑石雜糧訊結」同治十二年六月三日 稟兩廣督院。その他、山東德州で荒年の際、教會から賑濟を受けた教民一家が家屋と地所を教會に寄附した所、州署に「撃去收押」、「銀錢を勒索」された。拒めば「受責」したと云う。——「清季教案史料」第二冊 189b 「美欽差何天爵請速查辦德州州官阻擾教民二案照會」——その時、知州が、各所の地保に「耶蘇教を傳える者は、別項の邪教人と同様撃去せよ」と命じた爲、各村莊で教民が散書する度に「撃去懲辦」を免れなかつた。——同上」202a 「美欽差何天爵知照德州州官違約諭示查拏傳教人等情節照會」。教會に酒塩を提供する教民店主は勿論襲撃を免れない。「教務輯要」卷三上 1a 「查拏拆毀教堂各犯疏」同治元年三月。
- ⑳ 「清季教案史料」第一冊 107a—117b の諸史料参照。
- ㉑ 徐廣陸撰「不憚齋漫存」卷五 95a 「稟覆教民案件」
- ㉒ 「紅匪」とは何か。郭廷以の「太平天國史事日誌」所引の信宜縣志卷八に、凌十八について「……大寮諸近村皆入教、遂潛造紅衣赤幟、揚言往踞廣西」とあり、同じく鬱林州志卷十八にも、天地會について「亦曰紅家、逼脅鄉人入會曰轉紅、交納租石、謂之交紅租、其不從者曰白家……」とあり、同じく民國貴州縣志にも張家祥について「所部皆用紅布包頭、擊替天行道旗

熾、居民先後被劫者有數千餘家……とある様に——以上の史料に就ては、宮崎市定教授の御教示を仰いだ。深く謝意を表した。——太平天國と密接につながる天地會系の叛亂集團を指すのかも知れない。大方の御教を乞いたいがこゝでは、太平天國が長江へ進發した後、廣東省に勃發し、葉名琛らによつて大彈壓を蒙り、容閔をして一度は太平天國参加を思わしめたあの大陸起と推定しておく。——薛福成「庸庵文續編」卷下 22a「書漢陽葉相廣州之變」及び容閔「西學東漸記」第六章「學成歸國」参照——、亦、初期孫文一派の運動に逸す可からざる寄與をなした馮鏡如をその中から産み出した「紅頭賊」と同じ大叛亂だと思われる。——馮自由撰「革命逸史」初集「自序」参照——。自由によれば、それは洪秀全の呼びかけによつて起つた。なお、徐廣陸の「紅匪」の歴史的意義については本章第二節参照。

㉔ 「不儻齋漫存」卷五 103a 参照。

㉒ この點に就ては別稿に譲りたいが、その大まかな方向を示す二、三の史料を擧げておく。太平天國の農民に基礎を置き、農村に根據地を置いた闘いは主力崩壊後も「耕し且つ戦う」「髮逆自守の法」として貴州の僻村に受けつがれ、在來の「教匪」「苗匪」と結合しつゝ、「黔中の羣匪皆倚りて以て名となす」中核となつた。——劉岷撰「劉中丞奏稿」卷三 10a「攻克荆竹園殲除首逆摺」同治七年正月。同じく劉岷が「哥老會の端は川黔に肇り、湖廣に延及す」と述べている様に——「同上」卷二 33a「撲滅湘鄉會匪並擊散瀏陽齋匪摺」——四川や貴州の民衆の闘いの中から、哥老會が産み出されて來る。勿論各省各地の無數の反封建

闘争と結びつきながら。たとえば、湖南湘陰縣の「湘邑富民弱くして貧民強し、抗租霸種の風、各屬に甲たり」(「趙柏嚴集」庭訓錄、諭長子炳麟家書 20b)と云われる農民の反封建闘争の強い所から「邑中出外吃糧者最も多し。散じて游勇となれば即ち匪頭となる。往往票布を賣放し、愚民を蠱惑す。……黨羽衆多に至るに及べば、搶掠叛逆し、肆行忌む無し」(同上 21a)と云われる様な、叛逆の組織(會黨)とその指導者が産み出される。かくて農民の反封建闘争から出發し、特に抗租という日常闘争から出發しつゝ、農民の狭い地域的封鎖性を打ち破り、且つ、階層的にも「世家の子弟」も捲きこんだ廣い組織と反滿という政治性をもつ運動に發展し、内外支配勢力の彈壓による失敗を重ねつゝ、一八九八年の孫文一派の指導による興中會、三合會、哥老會の大同團結にまで發展する。北方では、捻軍——宋景詩——白蓮教——義和團へ發展すると思われる。

㉓ 高橋勇治氏「孫文」(日本評論社、昭和十九年刊)、但し、此の期の孫文の改良主義的側面のみを明らかにしただけでは、それを克服し、變法派と對決して行く孫文一派の質的發展過程は解けない。別の機會に考えたいと思う。

㉔ 「總理全集」第一集下、建國方略之一心理建設第八章

㉕ 汪士鐸撰「乙丙日記」卷二

㉖ 拙稿「愛國心と愛國者」——一九世紀中國の抵抗(日本史研究別冊、一九五三年創元社刊) 参照。

㉗ 「籌辦夷務始末」同治朝卷五四 15 同治六年丁卯十一月壬申の條。

③⑩ アグネス、スメドレー、阿部知二譯「偉大なる道」——朱徳の生涯とその時代(四)——(「世界」百號、昭和二十九年四月號)

⑪ Arthur Smith: China in Convulsion, Vol. I, pp. 89—91.

このスミスの記述は義和團事件における宣教師の責任を回避せんが爲に、産業資本の力を誇大に評價している點は考慮されねばならないが、本質的にはその打撃は大きかつた事には間違ひがな。

③② 「大清德宗皇帝實錄」、光緒元年四月乙未の條、彭玉麟の奏。

③③ 「同 右」光緒元年四月乙酉の條、吳元炳の奏。

③④ 「同 右」光緒元年十二月辛巳の條。

③⑤ 「同 右」光緒元年四月戊寅の條、薛福成の奏。亦、庸庵文編

卷一 1a 「應詔陳言疏」

③⑥ たとえば、四川省について、前註の薛福成の奏に「若夫釐金之外、又有厲民之政則莫如四川津貼一項、四川古稱饒沃、國初定賦以其菁經寇亂、概從輕額、故其地五倍江蘇而錢糧不逮五分之一、厥後生殖日繁、物阜民富、仕宦之人、遂視四川爲財藪、其公私雜費與一切陋規、莫不按畝加派、名曰津貼、遷流日久、變本加厲、取之無藝、用之愈奢、凡州縣供應上司之差、小者千金、大者逾萬、綜計民力所出、於正賦之額、幾有十倍不止者……而小民轉受苛派無窮之累」とあり、一八九二(光緒十八)年には、「咸豐年間用兵以來、……四川加賦地丁之外、加以津貼、津貼之外、繼以捐輸、通計於正額外、已加三倍、初冀軍務平立即停止、乃戶部視爲定額、指撥各餉有增無減、歷任督臣因無所出、年年提案勸辦、津貼捐輸、四十年來、多取川民者五六千萬、地方生

財祇有此數、入少出多、窮民日衆、省城有施材局、掩埋附葬餓殍、歲必數千、其外府州縣、例斃之多、已可概見、良懦者忍餓而斃、梟桀者羣起而盜……」——「劉文莊公奏議」卷八 4a——  
 という慘狀を呈する。又、各省一般に就ては、たとえば本節註

③② 彭玉麟の奏、特に、次註③⑦ 王邦驪の奏を見よ。

③⑦ 「東華續錄」光緒卷六四 88 光緒十年八月壬午の條 王邦驪の奏。

③⑧ 「大清德宗皇帝實錄」卷二〇 65 光緒元年乙亥十月壬午の條。

③⑨ 「庸庵文外編」卷三 1a 「上僧侯相書」

④〇 「同 右」參照。

④① 「李文忠公全集」致總理衙門書

④② 「張文襄公全集」卷二九奏稿二九 2b 及び 7b

④③ 「鄧和簡公奏議」卷二 18a 「安省防勦土匪酌量添募勇營摺」

④④ 康有爲の所謂公車上書(第二上書)の一節。——「皇朝經世文三

編卷十六 11b 參照——

④⑤ 「不憚齋漫存」卷五 95a 「稟覆教民案件」

④⑥ 「教務紀略」卷三 4b 「總理衙門與各國大臣商辦傳教條款」

④⑦ 「皇朝道咸同光奏議」卷十八 5b 「匪徒散播流言民情驚擾現籌查辦情形疏」光緒二年八月初七日。この關については次章參

照。

④⑧ 「籌辦夷務始末」同治朝卷三七 44a 同治四年十一月丙子の條。

「英國錄送匿名揭帖」

### (3) 教民の不安定性

洋務派はその装いにも似ず、決して近代的な生産諸關係

を作り出さず、舊い社會的諸關係の上に立っていた。中國的な家父長制もその一つであった。米國公使デンビーは、それを次の様に描き出している。「もし中國人が、子供を幾人お持ちかときかれたら、自分の息子を算え上上げるけれども、娘に就ては何一つ語らないだろう。李鴻章と他の高官連が私の孫息子の誕生のお祝いに公使館を訪問した事がある。彼が祝意を表してくれたあとで私は云った。しかし閣下、私の娘に子供があるので、私は數年も前から祖父なんでしょうねと。すると彼は答えたものである。え、あなたのお嬢さんが子供達をお持ちの事は存じております。だが、男と云うものは、自分の息子が更にその息子——つまりその男の姓を名乗る男の子——を持つまでは決して祖父とはならないのです。」市民社會から來た近代人には全く奇妙に見える制度——娘は子供の數に入らず、娘の子も孫でないといふ云う家父長制は、洋務派を含めての官紳階級の權力の有力な基礎であった。だが、その下にあえぐ大衆は、此の家父制を極端と感じ始めていた。湖南省耒陽縣の教民會慶鑑が突然死亡した事があった。一人の民人が、それは、彼が教民になったので族親達から拷打されて死んだのだと宣教師

に訴え出たので問題が大きくなった。慶鑑の母及び親屬は、決して殺したのではない、服毒自殺したのだ、自殺を官に報告しなかったのは、彼が平生から「親に悖逆だったからに過ぎない」と反駁している。何故自殺したのか、その理由には全然言及していないので、多分、民人の訴えの如く拷問的に殺されたものと思われる。だが自殺であつてもよい。「平日親に悖逆」という理由で、その死を平然と見過ぐしていた家族制に問題があり、彼はその様な家族制に「親に悖逆」という形で抵抗し、悩み、その解決を教會と基督教に求めたのであろう。破産した山東の六十男も、教民となる事によつて八十の父の家から分居し、家父長制から逃れようとした。だがあわれなこの男は、かゝる所業は大津律不孝不養の罪に價すると官僚から百も笞打された。深まり行く生活の不安と父權制えの必死の對決が、こゝでも入教によつて解決されようとしてゐる。とりわけ、婦人の悩みは大きく、教會への期待は切實であつた。河南省桐柏縣で、天主教の教堂三間がぶち毀された事件があつた。禮拜日に、見物に集つた男女の羣衆を、教士が無理に跪せよとせよとして、教民をして見物人の耳をつまんで坐らせようとした



爲「人情疑懼」という不穩の空氣が醸し出された。そのみなら大した問題は起らなかつたらうが、妻が教民になつてゐる男が、羣衆不穩の氣に乗じて「天主教は邪教だ。おっぱらつてしまえ」と叫んだのがきっかけとなり、羣衆が一齊に仇教行動に出たのである。<sup>6)</sup>この婦人信者も、夫との間の矛盾の解決を教會に求めたものと思われる。子供の治療の爲に傳道病院に入ったある婦人は、彼女の實父がいくら病院へ迎えに來ても夫の家に歸ろうとしなかつた事實もある。<sup>6)</sup>病氣治療以上のもの——夫や家からの解放を教會に求めたのである。ラトウレットは、天主教と婦人との關係について、「宣教師が婦人に接近する事は困難であつた。しかし多くの家族が婦人を伴つた集團 (body) として教會にやつて來る事がよくあつた。そして一八世紀と同様、宗教學教師 (catechist) の仕事の若干を果し、且つ同性の間で積極的な活動を行う婦人もあつた」と述べ、とりわけ新教について「初めの頃、プロテスタントの大多數は男であつた。……しかし、年が経つにつれ、婦人が教會員の半以上を占める様になつた」と述べてゐる。宣教師の近づき難い婦人から活動的な教民が出て來たり、教民の半以上が婦人

で占められる事は、いかに婦人が、婦人の故に蒙らねばならぬ社會的重壓からの解放を教會に求めたかを示してゐる。一般に「……家や墓地の位置、結婚の取りきめには凡て風水説によつて決定される。この偉大な帝國では求愛 (courting) と云う事は知られていないのだ。吾が國ではあれ程の快樂と歡喜を伴つてゐる人生の青春期も若い中國人には完全に御法度である (isobarrid)。家庭生活では自分の妹からも切り離され、女性を知る事なく、結婚が自分を待つてゐるのを夢見ることも出來ない。……婚約期から結婚まで、フィアンセは尼生活を送らねばならない。彼女の爲の四輪馬車の騎行もなく、桃色の涙も無い。……中國人の仲間内では時々婚約者同志が逢引きしてゐる事がさゝやかれるし、又、かつて、ある青年が路上で少女を見初め、彼女の魅力に魅せられた事もある。しかし、結婚後、誤つていた事がわかつた。彼は次女の代りに三女を貰つていたのである。」——かゝる舊い家族制度の現實の中では、若い男女は教會の集合にさえ、一時時、解放觀を味はつたに違ひないし、「戸婚」問題が「田土」問題と共に、しきりに教會に持ちこまれたのも當然であつた。そして、「(プ

ロテスタントの婦人は、前より高い地位を占める様になったし、家庭生活もより幸福になった。そして性關係も一層健全になった<sup>11)</sup>と云われる様に、新教の宣教師と教會はこの婦人の要求を満たす様、懸命に努力したものとと思われる。それは重苦しい家族制度への民衆の抵抗を、教會が取り上げ、活動し、教民を獲得して行つた過程をも示している。だが父權制に對する、或は妻の「家」乃至「夫」に對する抵抗、宣教師によって鼓吹される近代的な家族道徳は、舊い家族制度の上に立つ官僚や郷紳にとっては驚天動地の反逆であつた。「教會は祖宗を敬まず、男女を分たさず……黑夜傳教し、婦女に投ずる丸藥は率ね皆春方にして、女をして反つて男を求めしむ、故に其の術久しくして洩れず……」<sup>12)</sup>かゝる檄文が廣範に散布され、守舊官紳の指導するはげしい仇教運動の勃發する要因となる。たとえば、一八七三年、廣東瓊山縣で教民の雜糧が拔毀され、反教書に書名しない者は毆打の末、村から放逐されるという仇教運動が起つた。その直接原因は「教會が婦女の風化を汚す」という事であつた。(本號四〇頁參照) 一八八〇年、清遠縣のアメリカ系教會が襲われ、石つぶてが雨の様に飛ばされた事

件があつた。この場合も、教士の婦人家族が教會に出入りし、説教を中國人婦人が聽講した事、とりわけ、婦人が毒瘡の治療の爲教會を訪れた事が、「婦人が教士に引誘された」と信ぜられたからであつた。<sup>13)</sup>一八七〇年の天津教案の前年に起つた四川西陽州の大教案の直接原因も「婚姻」問題であつた。<sup>14)</sup>その天津教案の後、教士教民を取り締まる様總署が各國公使に送つた要請の一つに「中國はもと名節廉恥を以て重しとなし、男女異居し、相授受せざる事至つて肅である。天主教開禁以來、婦女入堂し、男女を分たない事が各地教堂の習慣になつてゐる。怪しからん事だ。中國人婦女の入堂を禁止されたい。外國女修士の布教活動も禁止されたい」とある。<sup>15)</sup>以て支配階級が舊い家族制度等の破壊を怖るゝ情を知る可きであろう。<sup>16)</sup>それ故に又、かゝる情勢の中で、とりわけ、新教徒の中、婦人が半以上を占めた事は、いかに教民の家族制度からの解放要求が切實であつたかを示している。

家族制度と關聯して、所謂鄉村共同體の問題がある。一八七二(同治十一年)、龍川縣興隆屯において、教民がその地方の祭の費用負擔を拒否した爲民教のはげしい衝突が起

った。教民達は入教しているので祀神する要なしと聲稱し、村外の社壇を壊し、香爐を打碎した上、樹木まで引き抜いてしまった。郷紳(生員層)の憤りは激しく、排教の長紅三角旗を押し立て、郷民を動員、集團的に教民達を襲ってその住居、家具を焚焼、牛猪を奪い去った。結局教士の介入があつて生員から損傷物件の賠償で落着したが、これらの教民達は「其の貪洗うが如く、金目の物は何も無い。家用は零星、器具亦多くなし」と云われる。<sup>17)</sup>——貪洗うが如き困窮者が、祭祀費用負擔を免れる爲に入教し、入教後も、それを楯にして拒否したのであるが、社壇香爐を打ちこわし、樹木まで引き抜いた行動には、その經濟的困窮を産み出す所の思想<sup>18)</sup>舊い共同體的信仰と、社會的諸關係<sup>19)</sup>郷紳の率いる郷村共同體制えのはげしい抵抗が看取出來よう。陸豊縣でも、教民達が僱看青苗錢(光緒三年冬から一年分の傭工數四石二斗七升一合)を拒否した爲、郷内の「豪富」の指導する郷民集團によつて——但し、官側は郷紳の指導した事を頑強に否定している——襲われ、田穀三十石、薯十五石を槍割され、傷を負わされた事件があつた。これ亦、看苗錢の負擔という經濟問題と深くつながっているが、この事件

を上司に報じた徐廣陸が「當縣では強が弱を凌げる事は痼習であつたが、最近二十年來、紅黑旗五門の餘風を受け、弱と弱とが協力して強を攻め報復を圖る様になった。教民の半は強郷の弱房か、弱郷の弱房であつて、教民になる前から人の凌侮を受けていたので、教民となつてから、同教を糾教して、以前の恨みをはらす様になつたのだ。」<sup>18)</sup>と述べている様に、強郷の強房(宗族體制を貫ぬこうとする郷紳のヘゲモニーによる郷村共同體)の重壓にあえぎつゞけた弱房が、以前の郷という地域制の枠を超えた組織(弱房と弱房の連合)を結成、教會に庇護を求めつゝ郷村共同體への抵抗を行つたのである。(紅黑旗については後述)

一般に、一八六一(同治元)年の傳教論單に「(民教)不協の由を推すに、皆習教者、往年の如くには各項の迎神・賽會・演戲・燒香の諸冗費を派攤するを欲せざるに因る」<sup>19)</sup>とある様に、初期の仇教運動は教民の共同體的な行事費用負擔を拒否する事に端を發する事が多かつた。明らかに、費用負擔という經濟問題は大きい。特に太平天國後劇しくなつた農民經濟破壊の下で、貧苦の大衆が教民の大半を占めた當時としては、その經濟的モメントは大きかつたに違ひ

ないし、その貧民の要求を教會も取り上げて教民獲得を計ったのであった。しかし、前節で述べた農民經濟の破壊は純粹の經濟問題ではなく一定の社會關係においてあらわれる。この場合も今擧げた二例が示す様に、或いは、戲資負擔拒否や行事參加拒否が、教民所有の山桐茶樹の破伐、所拂い、村内の水も飲まさぬ、或いは郷民の集團的襲撃によってふみ殺されてしまう(本號四〇頁参照)という實情が示す様に、その農民の經濟問題がたゞちに共同體的體制との衝突を惹起する所に一層問題の深さがあった。貧困なる農民の共同體制との矛盾、それへの抵抗が教民を産み、共同體制の重壓への抵抗が、教民となる事によって一層押し進められるという側面を見落してはなるまい。亦、郷紳のリーダーシップによる郷村共同體制が宣教師によって意識的に打撃を受けるといふ側面、更に言うなら、産業資本が自己本來の目的(中國の市場化)を果す爲の舊い封鎖的郷村共同體制の破壊の必要、それを教會、宣教師の活動を通じ、重壓にあえぐ民衆の教民化を通じて遂行せしめようとしたのが、これらの問題の基底にひそんでいると考えていゝのはあるまいか。ともあれ、共同體的關係に蔽われた郷紳對

農民の階級斗争が激化しながら、まっとうにその階級斗争を貫ぬき得ない「弱民」が教民になる事によって共同體制の重壓に抵抗し、それが、郷紳層の憤怒をかりたて、家族制の場合と同様仇教運動を激發するのであった。

會國藩も「軍興以來、士と工商は生計未だ盡絶せざるもたゞ農民は一人として苦しまざるはなく、一處として苦しまざるは無し<sup>20)</sup>」と認めねばならなかった様に、農民こそ時代的苦惱の最大の擔い手であったが、きびしい軍閥・洋務派支配の下では、等しく官紳の重壓に呻吟する農民でありながら、農民と農民とが固く手を結び合う事は決して容易な事ではなかった。前節で述べた如き農民經濟の破壊はまさしく彼らを云い知れぬ苦しみに追いやったが、民衆の困窮化は、たゞちに彼らが正しい反封建、反外壓斗争に立ち上る事を意味しない。深刻な經濟的基礎の破壊は、むしろ、往々にして健全な抵抗意識をねじまげ、眞の敵と眞の味方を判別する事を阻害する。それは、強房に支配された農民大衆が、眞の敵と斗はず、弱房農民を抑壓するが如き事實にもあらわれているが、土着農民對客民の場合もそれであった。安徽省東南部の例をみよう。そこでは一八七五

六年頃「兵燹後、遺黎十に一も存せず、墾荒者は多く外籍なり。客(民)と土(民)と不和、客と客と不和、不和によつて黨を樹つ。故に人稀にして土曠し。而して教堂獨り多し」という狀況が展開されている。即ち、太平天國その他諸叛亂の敗北のあと、荒れ果てた農村に、外省から客民が續々として移住して來る。土着農民と客民、乃至客民同志が階級的に一つに結ばれ共通の敵——外壓や官紳に對抗することなく、それらが互に對立し「樹黨」關係が成立する。而も、此の場合、河南からの客民群が地方に絶大な權力をもつ方統領何渚や董事餘光龍、大地主吳永庭らに握られ、その雇工として雇れて、湖南省から流亡して來た客民達を壓迫する。太平天國後の苦惱、官紳層の壓迫に加えて、土着農民や河南農民からも凌げられる中で、湖南の客民達はどうしたか。彼らは集團的に教民となり、苦しさからの解放を教會に求めたのである。<sup>22)</sup>義和團事件の時、山東に流亡して來たある客民(趙成順)は團練の首領(尹式翹)から「不安分」の輩として逐境(所拂い)され、その苦しみを逃れん爲、教民の手にながって自らも教民になった。<sup>23)</sup>こゝでも官紳の重壓の下、まっとうに階級斗争に立ち上り得ない貧

民が、二重三重の辛苦からの解放を教會に求めている。

所で何よりも貧苦無力の民衆を壓迫し、苦しめたのは如上の諸關係の基礎の上に立つ滿清官僚支配であつた。一九〇〇年、變法派の一人王照が、和尙に變裝して山東を行脚中、濟南に向け車に乗って章邱縣の宿を出たところ、突然縣役人七八人に、縣廳まで來いとどなりつけられた。車夫は後に和尙のいる事を待み抗辯したが、王照は官役が車を奪つて官差に使用する事を知りつゝ、かゝり合いを恐れ荷物を背負つて逃げ出してしまった。この經驗を記した中で彼はこの様に官役が人民の車を恣に奪い去る事を俗に「拿官車」と云い、「北方では常有の事」だと書いている。<sup>24)</sup>かゝる横暴な徵發が、ありきたりの事として白晝公然と行われる。これこそ専制官僚支配の實態である。一八六八(同治七年)年、河北省獻縣での事件だが、兵隊が火藥運搬の途次馬匹が倒れ死んだので哨長王得勝が、米麵運搬中の民衆の車輛を無理無態に徵發した。所が生憎その車輛は教民の所有物だったので問題は簡單にすまなかつた。教民の訴えを受けた教士徐博理(Lehoucq)はその晩從者をつれて交渉に赴き、王の子供を拘去し、車輛を返せと迫つた。王は反撃

に出、兵役多數を動員、子供を奪い返えした上、教士を圍攻して、刀傷を負わせた。同夜教民三百人が手に手に洋槍をたづさえ教士の報復におしかけ、更に翌朝には千五百人の教民が出動した。教士の制止によって衝突は免れたが、結局王は遠處流罪になり、上役の哨官まで「勇丁を約束し得ず」として降職處分に附せられたという。士人王照は官役數名の「擧官軍」の暴力に對して「コソ〜」と逃げた。教民は軍隊の「擧官軍」的横暴の解決を教會に持ちこみ、千五百人の團結と近代的武器とで斗い、哨長や哨官を處罰する事も出来る。教會・教士は官僚專制支配に苦しむ民衆の擁護者として、彼らを自己の世界に惹きよせる。教會の保護の下、

組織的團結と武裝によって、民衆は日常の官僚支配からの解放觀を味わい得るのであった。「日清戰爭後、強國が迫っている今日、民心を團結する事が急務であるのに、各州縣官は貪玩成習、書差は様々な恣横を働く。そこで富者は相率いて入教し、貧者は迫られて賊となる。(奉省)東南に教民多く、省西に賊匪の多いのは全く此の爲だ」と李秉衡は云い、總署も「各省の地方官は教案を處理するのに、拘牽に過ぎて教會側に口實を與えるのでなければでたらめをやって

無實の平民を負屈させるだけだ。その上、蠹役奸胥が原告被告の曲直を問題にせず、事件に乗じて賄賂を貪らうとし、意のまゝにならないと、盡く事内の平民から搾り取る。そこで弱者は相率いて入教し、強者は相率いて攻教する」と云う。民衆が飽く無き官胥の抑壓からの解放を教會に要求して入教した一般的狀況が知られよう。

官僚支配——それはとりわけ各種の科派となつて直接民衆の前に現象する。祖先崇拜、宗族體制の維持、子は親に弟は兄に妻は夫に従えの封建的儒教倫理は孔子尊崇によつて護持され、それが民衆によつて尊崇される限り、專制官僚支配は安泰である。宣教師はこれに挑み、「聖人の故里」兗州府での布教を久しく狙つてやまなかつた。總理衙門が阻止に懸命になつた事は云うまでもない。そして、獨乙公使をして袁州府城には教堂を設置せずと言明せしめる事に成功した。<sup>25)</sup> 彼ら官紳はあくまで、孔子の尊嚴を守り、民衆に君臨する精神的支柱を維持しなければならぬ——文廟の維持はかくて彼らに必然的な要請であり、その修理費は勿論民衆から搾り出す。一八七三(同治十二年)、山東省鉅鹿縣の文廟修理費は、每畝二十文の割で割りつけられた。一期

徴收分（毎畝十二文）で六・七割方修理は進んだが、ある村で、殘部の納入を拒否する者が現われた。教民達であり、彼らが一致抗捐した爲、一般農民も「紛紛觀望」し、修理は中絶せざるを得なくなった。苦しい科派に反對し得なかつた農民の要求を彼らが代辯し、抗捐の先頭に立つたのである。それは、守舊派のみならず、洋務派にとつても單なる毎畝八文の抗捐ではなく、「天主教あるを知つて孔聖あるを知らざる叛民」的抵抗であつた。亦「愚氓無知が視て抗差の門となし、從教者日一日と多からん」怖れのある問題であつた。<sup>29)</sup>「抗差の門」は多くあり、その限り農民の教會への期待が昂まるであらう事を支配者達は知つていたのである。朔州でも、堤防修理に民衆を動員せんとした所ある村の教民二十餘戸が一致して抵抗した。而も一人の教民は、同治元年の賽會演戲等の費用は出さなくしもいゝといふ聖旨をつゝんだ黄袱を背に、騎馬で州衙門に闖入、知州に向つて咆哮を肆にした上、自分の背負っているのは恭くも聖旨なるぞと知州に跪坐を命じた。その後、知州の換問にも應ぜず、彼らの堤工拒否は一般村民に波及し、「村衆不服、亦俱觀望」し、工事は全く停頓してしまつた。<sup>30)</sup>以

上の二つの抵抗とも天主教教會の手厚い保護と援助の下に行われた事は云うまでもない。いづれも地方公事の負擔は賽會・演戲問題とは別だとして官側の頑強な拒否にあつたけれども、「官場現形記」によつて、清末、舉人、進士の民衆への威勢の程を知る吾々には、知州を面前にして大肆咆哮する教民、文廟抗捐、堤工拒否運動の先頭に立つ教民が官僚支配の壓制に苦しむ民衆に如何程の驚異であつたか、亦いかに官僚の威信に打撃を加えたかを知る事が出来る。

それらは教民が獲得され、増加し、教會勢力（この場合、舊教勢力）の民衆に浸透する過程であると共に、官紳層の教會、教民への憎惡をかき立てる過程でもあつた。

農民にとつて、國家への錢糧、地主への租が最も切實な問題である事は云うまでもない。太平天國を中心とする大叛亂は、官紳による錢糧と租の徴收に大打撃を與えた。徐廣陸によつて、陸豊縣の例を考えてみよう。「當縣の錢糧は、紅、黑、旗の會、鄉、械、門以來、民間、抗糧を以て、積習となすに至つた。その爲、僅か地丁五千八百餘兩、民米一千五百餘石の定額にも拘らず實收は七割にも達しない」<sup>31)</sup>だが、紅、黑、旗會郷とは何か。（陸豊縣では元來）聚族して居り、族姓

間では人丁の多寡の差があるので、その勢力には強弱の違いがあった。初めは強と強が争い、械門が絶えなかったけれども、弱者はその強者間の争いには干渉しなかった。所が咸豊（一八五〇年代）末になって、會郷という事が起つて來た。それは、弱と弱とが力を併せて弱者が強者になる事であった。こゝにおいて、紅黑旂間の械門が紛然四起するに至り、その上、紅匪が郊圻に逼近して來たので、當時、内は叛亂、外は外壓に驚かされ、地方官は手の下し様がなく、政教は行われなくなった<sup>32)</sup>。即ち、五〇年末に、これまで「聚族して居る」という宗族的郷村共同體の矛盾にひたすらあえぐのみだった、弱民が、その舊い體制の枠を超え、宗族と地域の限界をふみこえた新らしい斗いの組織（弱民と弱民が團結して強者になる會郷）を打ち出し、これまで強族間の械門という形で蔭蔽されていた階級斗争（會郷械門）を、郷紳に對して尖銳に押し進めるに至つたのである。それは紅匪という大叛亂を打ち出した全廣東の農民の斗いと呼應するものであった。<sup>33)</sup>そして、その弱小農民の廣い團結の組織とはげしい階級斗争の中から、即ち除廣陞に従えば「紅黑旂の會郷械門以來」、「民間、抗糧を以て積習となす」と

云われる抗糧——抗官が鋭く打ち出されたのである。だが、官紳はこの農民の新らしい斗いと運動とを坐視はしない。「手の下し様もなく」（「守土者無所措手」）。「政教竟に行われざる」弱體化を建て直す爲に、彼らは一切の力を結集し、一八六七（同治六）年先づ、紅匪の渠魁を倒し、いさゝかの平安を得た。（前註<sup>33)</sup>）しかしなお、「械門會郷の風は盡絶せず」（本節註<sup>32)</sup>參照）「各郷紛紛抗欠」の事態は續く。<sup>34)</sup>かくて、光緒に入つて徐が到任後、たゞちになした事は、各郷に「清糧公所」を分設し「公正紳耆」を派遣して「田に就いて賦を問う」法と「匿戸自首」の法とを施行する事であった。<sup>35)</sup>つまり、あくまで「紳耆」の力を借りて錢糧徵收を強行する事でしかなかった。この紳耆のヘゲモニーによるきびしい取り立てに對して農民はどうすればよかつたか。既に見た様に、渠魁——指導者が倒され、「紅匪」の組織がつぶされて、「弱民控訴するところなく」、而も「紅匪の正兇」「著名の積匪」さえ改宗して教會に依存せねばならなかつたきびしい現實に堪え得ず、多くの農民大衆は續々と入教して行つた。だが彼らが入教後、教會に要求し、期待した事は、依然として錢糧の拒否であつた。それは、陸



豊縣の錢糧定額中、その大半を占める河田地方の過半の農民が入教し、口々に「入教の人は錢糧を納めなくともよいぞ、地方官の支配は受けなくともよいぞ」と聲言し、遂に「錢糧の抗納が痼習となった」と知縣徐廣陞を嘆かしめてゐる事からも明瞭である。<sup>36)</sup>そして亦、教會——イギリス系新教とフランス系舊教の——は、特に舊教宣教師は、これら農民の要求を聽き容れ、官紳彈壓に對して能う限りの庇護を與へた。むしろ、徐廣陞や郷紳の必死の努力によつて、教會勢力が減少を來した時、舊教宣教師は、盛んに民衆の切實な日常要求をとり上げ、教民の獲得と教會勢力挽回に努めたのである。<sup>35)</sup>かくて、舊教教會の庇護の下、「圖差里甲も教民の家に入り得<sup>35)</sup>」す、抗糧を取締り、又諸種の脱税<sup>40)</sup>を取り抑えに向つた「差役を殴り」「犯人を奪い返え<sup>41)</sup>」如き抗官行動も可能にされたのである。華北ではどうか。一例を擧げよう。

清朝の功臣の子孫、承啓なる者山西省豊鎮廳に廣大な土地を所有してゐた。舊教教民殷振舉等は父の代から押荒錢文まで拂つて荒地を開墾租種し、數十年の辛苦の末立派な耕地に仕上げ、房屋を建て、一村を形成してゐた。しか

るに、突然地主側から加租(小作料増加)するか、それに應ぜねば小作權を地主に返すかの一つを要求され、一八六一年、宣教師を経て、フランス公使可土耆の力を藉りて加租拒否運動を起した。しかし、容易に解決せず、八年後の六九年に到つて、民人傳魁なる者、兩者を仲介し、計二百三兩を佃戸達が負擔する事によつて居住權と耕作權を許すという妥協案が出された。しかし教民達は、再び恣意的に加租される事を恐れ、わざ／＼北京に赴いて提訴、公使の權力によつて總督から巡撫までを動かし、數年に亘る紛争も教民達の勝訴に歸した。即ち、最初父の代に租糧する際支拂つた押荒錢文を地主への支拂代價として、彼らは一「永遠管業」||土地所有權まで獲得したのである。<sup>42)</sup>佃戸農民の最も切實な減租と耕作權確保の要求が、教會に持ちこまれ、それらがかなえられるどころか佃戸から土地所有者に上昇出来るのである。地主の恣意的な地代増加、耕作權取り上げにおののく不安な農民達は、かくして教會に惹きよせられて行く。華中においても吾々は次の如き事例を見出す。四川省に接連する湖北省利川縣で、舊教宣教師が、田産を購入して教民に耕佃させた。農民の土地要求に直接

應えたわけである。かくて「桀驁不逞之徒」が相率いて入教し、官僚支配に對して宣教師を護符となしたと云われ<sup>43)</sup>る。

以上吾々は太平天國後の貧苦の民衆、特に虐げられた農民が、切實な要求の解決を求めて入教し、或いは入教後、同様の様々な要求をかゝげて行動して來た事を見て來た。家父長制からの解放、族制乃至鄉村共同體制からの脱離、男女間の交際婚姻の自由、胥吏や官紳の横暴な支配からの解放、錢糧や土地問題の解決に到るまで、凡て貧民大衆の切實な要求であり、特にきびしい死の迫害を犯してまで入教する過程を見て來た吾々には、一層その要求の切實さが理解出来る。それ故に亦、吾々は彼等の入教を、教民化を又教民になってからの様々な活動を一概に笑うわけにはゆかない。この問題に關して、最後に一言つけ加えるなら、彼らが教會に期待する要求は殆んどすべて、訴訟に持ちこまれる。所で一般に、官紳の庇護や資力の無い民衆にとっては、訴訟沙汰や刑獄問題は、彼らの苦しみを解決する手段であるところか、むしろ一層の苦しみに追いこむ残酷な地獄であつた。たとえば御史陳彝は云う。「一とたび班房に

入れば生死は即ち胥吏の手にあり。富者は賄託す可きの資あれども、貧者は更に囹圄の苦甚し。夏は則ち穢惡蒸蒸、冬は則ち饑凍こもも迫る。提省待質に至れば則ち生理全く無く、親友も盡絶す。案證不齊ならば永く開釋の日無し。……臣聞く、北省辦案するに、手もて兩耳を提し、それをして植立せしむること時を逾えて氣脱する者有り。其の腹を摩して氣をして上湧せしめ、一撲にして亡ぶ者有りと。これ非刑の尤も虐なる者なり。南省には則ち老虎橙の名有り。其の法は常熟縣知縣汪地厚より起る。其の平日人を答打つに一千を以て度となす。(故に)汪一千の號有り……」<sup>44)</sup>

——刑獄にまで貫ぬくこの官僚支配のきびしい、現實を直視するなら、かゝる官僚支配の苦しみからの解放を求めて入教化して行く過程を吾々は決して笑ひ過ぎ事は出來まい。吾々は、范文瀾氏の様に、彼らを教會、宣教師と一とからげにして「侵略團體」とみなしてしまう事には賛成し兼ねる。彼らの教民化には、太平天國前後の、きり／＼に追いつめられた貧しき人々の、明るい生活を求めて模索した必死の姿が見られるからである。一縣の錢糧の半を負擔し得る大地主が入教し、教會權力を笠にきて民衆に暴威をふるう<sup>45)</sup>

如き場合と違って様々な官紳の重壓、死の脅迫を犯してまで入教した困窮民衆の改宗の過程から、一九世紀後半期の時代的苦惱をくみとる可きであろう。勿論、吾々は、教民化が一九世紀における人民解放の眞のコースだと強辯するつもりは更々無いし、亦、民衆の苦惱解決につとめてはばく生命財産を失った宣教師や教會を眞の救世主だと讃えるつもりも毛頭無い(文章参照)。實際、前節で述べた矛盾の激化はルンプロ的民衆を數多く作り出し、教會權力を笠に來た横暴な振舞も數多く見られた。しかし、范氏の様に貧苦の教民を教會、宣教師と一括して評價しようとする事は、恰も永い中國への侵略戦争に動員された日本の國民を眞の戦争責任者と一括し、同じ階梯において評價する事が必ずしも正しくない事と同様だと思ふ。亦、教會に庇護を求めた民衆を、その様に簡單に片付けてしまえば、今日の三自運動への教民の自己改造の過程の、その歴史的諸前提をも正當にあとづけ得ないのであるまいか。

ともあれ、一九世紀後半期の教民は、英・米・佛の對清天津條約においては、いづれも「安分」と云う條件つきで信仰の自由が保證されたにも拘らず、彼らの自己解放の要

求の切實さの故に、決して平和的な安分者ではあり得なかつた。一八七〇年の天津教案直後、總理衙門が諸外國公使に、八ヶ條に亘って、教士・教民の取り締りを要請した冒頭に「天主教が初めて傳來された時は西儒と云われ、教民にも安分の者がいなかったわけではない、しかし、條約締結以後は然らず」と述べている。教民の不安分性が一九世紀後半期の歴史的特色である事を、支配階級であるが故に明確に認識せざるを得なかつたのである。否、入教によつて、はじめ、不安分者たるのではない。江西省のある兵備道が「平素から分に安んぜずして過<sup>おもほ</sup>ある者は、官僚からいつも刻待されている。そこで一とたび入教すると、化外と成り(官僚支配に服従せず)、官僚はどうする事も出来ない。彼らは郷黨も親戚も眼中に無く振舞う」と嘆いている<sup>47)</sup>様に、清朝の封建的官僚支配に安んじない者が入教し、入教する事によつて、一層「化外」となり、官僚制や鄉村制や族制への抵抗者として活動する。それ故、教民の増加と教民の活動は、清朝支配階級をして、教會への憤怒をかきたて、彼らをして仇教運動に立たせる要因となる。實際、民衆の教民化は彼らにとつては異常に怖ろしい事であつた。

たとえ、洋務派の中で比較的開明的であつた薛福成さえこの問題を次の様に捉えた。——通商以來、吾國は二つの大害を蒙つた。一つはアヘン吸引であり、これは吾々が民を養うという權利を阻害する。他の一つは、基督教の布教であり、それによつて吾々が民を教へるといふ權利が奪われる。此の教と養との權が吾々から無くなれば、國であつて國をなさぬ事になると。かくて、薛福成にとつては仇教運動は「中國の幸」であつた。<sup>49)</sup> 守舊派にとつては、一層大きい問題となる。たとえば、天津教案に際して、此の機會に北京公使館を全部打ちこわせ、在京の夷共をみな殺しにしろと主張した内閣中書李如松は「沿岸の人民は夷共となじみ安い。その强悍さは夷を禦ぐに足るが、其の浮動性的な性格は夷に誘われ易い。吾々が人民を擱めば我が用とする事が出来、夷が擱めば夷の用となつてしまふ」と絶叫し、民衆を夷に奪われる恐ろしさを力説している。李と共にフランスとの決戦を主張した醇親王も「民衆とフランスとを離し、民衆を我用に歸し、彼らの從夷の心を堅くしない事」が最大の要務だと力説した。<sup>51)</sup> 支配階級にとつて民衆が離反して行く程怖ろしい事はない。その怖ろしい事が

——民衆が「夷の用」になつて行く事が現實に進行している。かくて彼らはますますヒステリカルに仇教運動に邁進するのである。

他方、強力な産業資本家も、民衆を捉えねばならない。英國産業資本のチャンピオン、オールコックは、プロテスタント宣教師の東洋における任務を明確に規定づけて云う。「基督教は、異教的信仰と絶對的専制とに基づく凡ての政府に破壊の脅威を與える危険を胚胎するし、又、しなければならぬ」(こゝにおいて)「基督教を説く者は、如何にその言辭や意圖が平和であつても、必然的に革命を説くものである。換言すれば、これらの東洋諸國における現在の制度と權力との顛覆を説くものである……繰返して言うが、彼等(宣教師)はそのプロテスタント的な最も侵略的でない形態において、平等と自主の感情を鼓吹し、屢々國內權力への反抗を任務とせしめ、明白に現存する如き國家の制度と政體の根柢を突く所の新宗教を教えるものとして、平和の攪亂者と考えられるであらう。かゝる傳道と結合する者は、皆權力的地位にある人々にとつては、憎むべきものたるざるを得ず、危険と混亂との源泉として根深い敵意を以て見

られざるを得ない」と。<sup>52)</sup> 又、天主教開禁の爲アヘン戦争後フランス全權ラグルネと共に談判に當つたベルナル・ダルク (Bernard d'Harcourt) も書いてゐる。「ラグルネが天主教開禁に努力したのは、フランスが商業上到底イギリスと競争出来ぬことを知り、天主教宣教師の保護權を得、政治上の利益を収めてイギリスに對抗せんと欲したからである。」<sup>53)</sup> 一般に産業資本が中國を支配し市場化するという事は、單に資本制商品を賣りこみ、原料を買いつけるという純經濟的な側面のみを意味するのでは決してない。市場化せんとする自己の意欲に反抗する者はこれを叩きつぶそうとする事を法的に伴う。所で、彼らの意圖を阻害するのは、民衆の抵抗にとゞまらなかつた。實際、中央・地方を問はず、舊い官紳が、驚く可き頑迷さを以て産業資本の行く手をさえぎつた事は周知に屬しよう。それ故、御史韓錦雲が見破つた様に「只官と争ひ民と敵對せず」といふ英國の方針がアヘン戦争以來一貫して取られたのである。そこで、オーロコックの主張の様に、「異教的信仰と絶對的専制とに基づく凡ての政府に破壊の脅威を與える」事が、宣教師の重要任務とならざるを得ない。同時に、頑迷なる政府に打撃

を與える爲には、中國民衆をして「國內權力への反抗」に立たしめなければならぬ。かくて頑迷な清朝支配者官紳には攻撃を加え、民衆には官紳への抵抗を鼓吹する。この二つが、宣教師の任務となつて來る。實さい、新舊を問はず、<sup>55)</sup> 宣教師はこの任務に忠實であつた。守舊派官紳への攻撃については後述するが、彼らがいかに民衆の切實な要求をとらへ、官紳への反抗に立たしめたかは本節で略述した通りである。かくて、民衆を夷用から我用に轉せんとする守舊派官紳と、民衆に「國內權力者への抵抗」を教えこみ實踐させようとする二つの勢力は、當然、激しく對立し、仇教運動が激化せざるを得ない。それがどの様に展開されたか？亦、自己解放を信じた教民はどの様に解放の途を見出したか？一體、この期の守舊派官紳の指導する仇教運動はいかなる意味をもつていたのか？ 次章で考察を深めたいと思う。

○附記 前々號の拙稿に對して、井上清氏から英文の誤譯を、坂野正高氏からも英文・漢文の誤解及び條約文について有益な教示を寄せられた。特に小山正明氏から一層懇切な御批判を賜わつた。これは東京の多勢の人

々の討議の上に立って寄せられたもので、拙稿の弱點を突いて剩す所なかった。今後、研究を通じて、御批判を生かしたいと思う。最後に、市古宙三氏から清季教案史料第一冊を貸與され、東洋文庫からも史料撮影の便を賜はり、山根幸夫、田中正俊、伯佐有一三氏に多大の助力をいただいた。宮崎市定教授からは「紅匪」に關する史料の御教示をいただいた。深く謝意を表したい。

註

① Charles Denby: *China and her People* Vol. I Chap.XII, *Woman in China* p. 164.

② 「右台仙館筆記」卷一 5a に「殷懷郷……江浦人、少孤有母及諸弟無恒産、傭力以養、耕作之暇、輒入山刈薪至夜分始休、明且入市易其、脆奉母日以爲常、年三十始娶婦、教之事姑、婦亦婉婉聽從、無何歲大荒、無所得食、乃謂婦曰俱死無益、不如嫁汝得銀錢可以養吾母及吾弟、汝亦得生路、一舉而兩利也、婦不可、殷曰此吾意也、非汝負我、且吾母得存治即汝所以報我也。婦乃從之、母及弟卒賴以全、後母死、負土成墳、諸弟成立、皆爲婚娶、或勸續娶、泣曰吾婦歸我、無失德且得母歡心、若以貧故棄之、今復娶、是負吾賢婦也、卒不娶、獨廬於墓側以終」という痛ましい事實をのせている。——夫が妻を賣つて母弟の饑餓を救おうと云えば平生から夫の命に婉婉と聽従している妻も賣られて行く。夫は「賢婦」に義理を立て、終生娶らさ

母の墓側で生涯を終える。まさしく儒教倫理が貧農を擱でんおり、その限り、貧農は、かゝる悲境に自分を追いこむ眞の敵を正當に見抜き、それとの闘いに立ち上る事はない。家父長權の根強い中國の舊い家族制度は、その階級闘争、民族闘争を阻み、遅らせ、困難にする。毛澤東が指導した「井岡山闘争」の時であり、共產黨の「細胞會議」が「家族會議」と同様であつたと云われる。——選集卷一「井岡山闘争」——中國の舊い家族制度の力を知る可きであらう。

③ 「增訂教案彙編」卷三 8b 「湖南臬司黃遵憲批未陽縣報會曾慶鑑服毒身死一案」

④ 柳堂撰「東平教案記」——中國新史學研究會主編、中國近代史資料叢刊、X「義和團」(1)所收——

⑤ 「通商約章類纂」卷二 24b 「河南南陽府還堂及鹿邑桐柏武安各教案議結」

⑥ 「教務紀略」卷四 成案 1b 「天津教案奏結」

⑦ Latourrette; *ibid.*, p. 333.

⑧ Latourrette; *ibid.*, p. 480.

⑨ Denby; *ibid.*, pp. 169—171.

⑩ 「教務紀略」卷四上 36a 「直隸藩司周善後諭帖」

⑪ Latourrette; *ibid.*, p. 485.

⑫ 「中西紀事」卷二一「江楚黜教」——この撤文は後述の如くフランス可公使が太平軍討伐を口實に布教を強行した一八六一(同治元)年湖南省において散布されたものである。

同年江西省南昌で出された「匿名揭帖撲滅異端邪教公啓」にも

- 「姦淫婦女」の字句が明記されているし——「籌辦夷防始末」同治朝卷十二 33a「沈葆楨附呈江西匿名揭帖撲滅異端邪教公啓」——一八六九年の湖南の掲帖にも「教會不敬祖宗神佛、惟知上帝、入教者必先毀除祖宗牌位以示誠意、祖宗者人之本也、本之不存、枝葉必枯……」とある。——前掲「中國近世史上の教案」
- ⑬「通商約章類纂」卷二二 66a
- ⑭この酉陽教案については次章参照。
- ⑮「教務紀略」卷三章程「總理衙門與各國大臣商辦傳教條款」
- ⑯血縁共同體制のより強い所——特に華南では、教民による宗族制への抵抗の形をとる。一八七三(同治十三年)年、龍川縣田心屯地方で、陳姓の祖祠の祭祀に當つて、拜祖を拒否した教民が族長を先頭にする族衆に「提拏懲治」と恐嚇され、誦經公所に破壊が加えられた如き、その一例であろう。——「通商約章類纂」卷二二 66a——、教會に公屋を私租した族人が宗祠において家規に照して處罰された(本號四一頁)のも、宗族制と基督教との矛盾、宗族擁護勢力の強い反撥を示す。
- ⑰「通商約章類纂」卷二二 50a 官側は生員層の指導を強く否定してゐる。
- ⑱「不憚齋漫存」卷五 28a「稟覆教民案件」
- ⑲「教務紀略」卷三章程 2b「通行傳教諭單」
- ⑳蕭一山氏「會國藩傳」——中華文化出版事業委員會、民國四十二年初版、一七七頁より引用。但しこゝで會國藩は、農民が貧窮化すると、賊となつて、大亂するの日無からんといひ、州縣官に重農を第一要務とせよと訓戒しているのである。
- ㉑「沈文肅公政書」卷二 82a
- ㉒「同右」及び、王文杰氏「中國近世史上の教案」参照。方統領何藩らの仇教運動については次章でふれる。
- ㉓柳堂撰「東平教案記」——中國新史學研究會主編、中國近代史資料叢刊「義和團」(1)所収——
- ㉔王照撰「行脚山東記」「同右」所収——
- ㉕王文杰氏前掲書参照。
- ㉖「李忠節公奏議」卷十六 8b「奉查奉省情形臚陳管見摺」光緒二十五年九月八日
- ㉗「教務紀略」卷三章程 23a「民教不能相安或宜設法消弭」
- ㉘「教務紀略」卷三章程 16b「奏定教案章程」。因みに、獨乙産業資本が眞に孔子教を打倒する意志もなければ、亦打倒し得るものでない事を、この問題は示している。彼らは決定的な瞬間には封建的な支配者と見事に妥協する。仇教問題についても然り。次章参照。
- ㉙「李文忠公全集」譯稿卷一 47b「論教民抗捐文廟」「教務輯要」卷三成案上 43a「文廟捐款民教一律攤派案」「同上」44b「北洋大臣札津海關道」
- ㉚「教務輯要」卷三成案下 28a「提拏工程民教一體修案案」
- ㉛「不憚齋漫存」卷五 26a「稟大宮鄉抗糧情形」なお、先引註⑱参照。
- ㉜「同右」10a「到任稟地方情形」
- ㉝こゝに引いた限りでは「會鄉械鬪」の新風の出現と「紅匪」の逼近とは並列的現象の様に見える。しかし、上引に引き續けて

「嗣方提憲在潮鎮任內奉委查勘、殲厥渠魁、大彰明勅、民氣始爲一端、比年以來、雖風氣已見轉移、……而械鬥會鄉之事項亦有之」とあり、方提憲の渠魁殲滅によつて始めて支配者にとつてや、平安が招來されたと述べられてゐる。しかるに、他の所で紅匪の事を述べて「迨同治七（一八六八）年奉派方鎮到縣辦匪、械風漸止、民氣稍安、其時漏網之正兇、著名之積匪、遂復相將入教、恃爲護符……」とあり、方提憲が殲滅したのは外ならぬ「紅匪」の渠魁であり、それが殲滅されて始めて「械風」も止んだのであるから、鄉會なる弱民連合組織は、あくまでも「紅匪」首領に指導され、「紅匪」と密接につながつていた事は明瞭である。同時に紅黑旗械鬥なるものが、従前の強族間のみの械鬥ではなく、弱民地域連合組織（＝鄉會であり、且つ紅旗であろう）對宗族的鄉紳組織（黑旗であろう）とのほげしい階級闘争であつた事がわかる。それ故にその、新らしい階級闘争の中から「抗糧」が「積習化」され、「紅匪」のつぶされたあとも、抗糧運動として永く續いたのである。

③④「同右」卷五 36a「稟請劄行領事禁止教民抗糧」

③⑤前註③④参照。

③⑥前註③④及び 95a「稟覆教民案件」参照。因みに、同縣でも當時「縣屬溺女之風、所在在聞」と云われる情状が展開されてゐた。

——「同上」卷五 38a「募捐育嬰經費引及」39a「舉辦育嬰示」

参照——

③⑦前註③④参照。

③⑧「同右」卷五 103a「敬再密稟」。それによれば、天主教徒三千

餘人新教徒五六百人の教會勢力から、新教教士が他處に移住、その教堂が、宣講聖諭館にあてられ、禮拜者皆無という狀況に變り、舊教徒も毎月の到堂禮拜者も數百人に過ぎなくなつた。かゝる弱勢を挽回する爲、舊教教士蘇恆禮は、教民や民衆の日常要求をとりあげ、一、二の問題に勝訴する事によつて、入教者の増加を計つたという。

③⑨「同右」卷五 36a「稟覆教民案件」

④⑩教民は抗糧のみならず、家賃を拂わず、土地賣買に介入して、賣買税の脱税を策した。前註③⑨参照。

④⑪前註③④参照。

④⑫「籌辦夷務始末」同治朝、卷二 45a 咸豐十一年十月甲申の條。

恭親王奏、「同上」卷六 24b 同治八年十月丁巳察哈爾都統文盛奏、「同上」卷七 〇 42b 同治八年十二月甲子山西巡撫李宗羲奏。

なお、この事件の經過は、本文で述べ以上に複雑であるが、省略した。

④⑬「張文襄公全集」卷一 一七公牘三二 30a「批宜昌關道稟利川縣辦理教案情形」光緒二十年六月初三日

④⑭「大清德宗皇帝實錄」卷十一、光緒元年乙亥六月戊辰の條。

④⑮市古宙三氏「拳匪亂の性格」——好學社刊「近代中國研究」二五二頁——

④⑯「教務紀略」卷三章程 4b「總理衙門與各國大臣商辦傳教條款」

④⑰「清季教案史料」第一冊 56a「江西景兵備道翟九江英領事照會」

④⑱「庸庵文外編」卷三 1a「上會侯相書」

④⑲「庸庵文編」卷二 49a「上李伯論西人傳教書」因みに李鴻章も天



主教に對する仇教運動が各省に瀰發するのを見て、「邪教民衆を惑わす能わず」「民心士氣なお恃む可し」と快哉を叫んでいる。——「籌辦夷務始末」同治治朝卷五〇 6a——

⑤0「籌辦夷務始末」同治治朝卷七三 16b

⑤1「同右」卷七三 34a。徐廣陸も、洋人の横暴に對しては「民情向背の機に因つて要挾を節制するの地となせ」——即ち民心の向背を正しくつかみとらねば西洋人の壓力に對抗出来ないのだと主張してゐる。「不憚齋漫存」卷五 158b「稟督院張」

⑤2榎原悠二氏「日本切支丹の歴史的役割」——伊藤書店一九四八年刊、八一頁より引用。

⑤3矢野仁一博士「清朝末史研究」三一八—一九頁。

⑤4范文瀾氏「中國近代史」上編第一分冊、一九五二年版二一九頁。但し彼の上奏には上引のすぐあとに「(英國が)督臣を恐嚇し、百姓を彈壓俯首せしめて、遂に能く爲さんと欲する所を爲す」という最も重要な部分が續く、これについては次章参照。

⑤5ダルクローの言の如く、經濟的に立ちおくれたフランスは英國以上に舊教教士、教民に政治的な保護を加えた。亦、宣教師も教民の日常要求をとらえて官紳に對抗すること新教以上であつた。教民數においてもはるかに新教徒をしのぎ、亦、仇教運動の對象も舊教教會に對して壓倒的に多かつた主な理由の一つはこゝにあつた。それ故、英・佛及び新舊兩教を、その特殊性を無視してひとしなみにあつかう事は正しくないであらう。(一九五四・一〇・一三脱稿)

## 唐代研究のしおり

### 第一 唐代の曆 平岡武夫編 (既刊)

B 5判・四二〇頁・二〇〇〇圓

内容

主權者の名・年號・年次・月次・月の大小・日曆・ユリウス曆・定朔・日食・月食・二分二至・即位改元

附録 日出南中日入の時刻表・長安の氣象・唐代年號索引

### 第二 唐代の行政地理 (近刊)

### 第三 唐代の散文作家

平岡 武夫編 (既刊)  
今井 清編

B 5判・一三〇頁・一〇〇〇圓

内容

姓名・別名・原籍・時代・作品番號・全唐文唐文拾遺唐文續拾における作品の卷數頁數

附録 別名索引・唐代年表・唐代世系表・五代十國年表・五代十國世系表

右の各書、御入用の方は

京都市左京區北白川小倉町五〇

京都大學人文科學研究所 索引編集委員會に御申込下さる。